

令和4年7月20日

保護者様

京都市立岩倉北小学校
校長 三浦 清孝

特別警報・台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

京都市【(京都・亀岡)(京都府南部)と表示される場合もあります】に『特別警報』・『暴風警報』・『震度5弱以上』の地震が発生した時は下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。その他の警報につき非常措置の場合は、ホームページや学校メール配信等でお知らせします。

記

※ 登校前に発令された場合

1 『特別警報』が発令された場合

解除されるまでは命を守る行動を取ることを前提とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。

- 「特別警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時(13:50分)より始業(給食は中止)
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 『暴風警報』が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
○ 「暴風警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時(10時45分)より始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時50分)より始業(給食は中止)
- ・午前11時現在で暴風警報が発令されている場合 臨時休業

3 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや学校メール配信、掲示板で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難指示が発令された場合

土砂災害警戒区域の避難指示について

岩倉北学区は、学校敷地内を含め土砂災害警戒区域の指定区域であるため、避難指示の発令対象地域です。岩倉北学区に避難指示が発令された場合には、原則、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

* 令和3年5月20日より避難勧告は廃止されました。

【参考】 避難指示等について (学区ごとに発令されます)

- ※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」発令時に、「避難所が開設」された場合は、暴風警報発令時に準じて休校措置(登校の見合わせ等)を取ります。また、避難所開設がされない場合でも通学路の安全が確保できない場合は同様の措置を取る場合がありますので、学校ホームページや学校メール配信、掲示板で、ご確認をお願いします。

避難情報の名称

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保（※）【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

5 『震度5弱以上』の地震が発生した場合

- 次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合 翌日
- ・深夜0時以降、登校までに発生した場合 当日

- 『震度5弱以上』の地震が、休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、学校メール配信、校門前掲示等で授業を実施する旨を連絡します。
- 臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、ホームページ、学校メール配信、校門前掲示等で連絡します。

※ 授業中に、暴風警報・特別警報及び避難指示が発令された場合、並びに震度5弱以上の地震が発生した場合

- 直ちに臨時休業とし、児童を学校に留め置きます。※安全確保を優先します。
- その後、保護者等への引き渡しとするか、引き続き避難所（学校）に留め置くかは、適切な状況判断により決定し、ホームページや学校メール配信等でお知らせします。
- *発令及び発生時は、集団下校及び児童だけの下校は行いません。
- *緊急連絡先については常に最新のものを担当にお知らせください。（携帯電話が変更されて連絡ができないことがあります。）
- *放課後まなび教室も同様に臨時休講となります。
- *学校が外部との連絡が不通になる場合もあります。また、災害対策の連絡を優先するため、電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますようご協力をよろしくお願いします。

※ 特別警報・暴風警報発令中（準ずる措置時）や解除直後、地震発生後

- 地域の状況を十分確認してください。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀、また、川の増水、土砂崩れ、余震などの可能性があります。不用意な外出などは控えてください。また、外に出なければならない時には、川や倒壊の恐れのあるところには近づかないようなど、十分ご注意ください。
- ※ 必ず学校メールへ登録をお願いします。